

落札後の手続きの流れ

1 宇土市連絡先へお電話ください

- (1) 入札期間終了後、宇土市が最高価申込者(落札者)となった方へメールを送信し、その公売財産の売却区分番号、整理番号、宇土市連絡先などをお知らせします。

このメールは、入札終了日に送信します。入札された Yahoo! JAPAN ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。

- (2) メールに記載された宇土市連絡先に電話してください。宇土市職員に売却区分番号、整理番号、住所(所在地)、氏名(名称)、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法等今後の手続きについて宇土市職員がご説明します。
- (3) 落札者本人以外(代理人)が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引き渡しを受ける場合は [5 代理人が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

2 買受代金などの納付

- (1) 納付していただく金額
買受代金

$$\text{買受代金} = \text{落札価額} - \text{公売保証金額}$$

- (2) 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を宇土市が確認できることが必要です。
- (3) 買受代金納付期限は、宇土市から送信するメール若しくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- (4) 買受代金の納付方法は以下のとおりです。

ア 銀行振込

振り込みは、電信扱いに限ります。

宇土市から送信するメールで振込先口座をお知らせします。

買受代金を振り込んだ日から宇土市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

振込手数料は、落札者の負担となります。

類似の口座名にご注意ください。

- イ 現金書留での送付による納付(買受代金の金額が50万円以下の場合に限ります。)

現金書留の郵送料等は、落札者の負担となります。

- ウ 現金又は銀行振出の小切手を宇土市に直接持参

銀行振出小切手は、熊本手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ、振出日から起算して6日を経過していないものに限りです。

受付時間は、平日9時から17時までです。

- (5) 買受代金納付期限までに宇土市が買受代金の納付を確認できない場合、落札者は、その公売財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収されます。
- (6) 落札者本人以外(代理人)が買受代金などの納付を行う場合は [5 代理人が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

3 必要書類の提出

- (1) 以下の書類を宇土市に提出してください。

必要書類の提出先は、入札期間終了後に落札者となった方へ送信するメールにてご確認ください。

ア 宇土市が落札者へ送信したメールを印刷したもの

イ 買受代金納付書

ウ 落札者の住所証明書

エ 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿謄本

オ [保管依頼書](#)

買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合

カ [送付依頼書](#)

送付による公売財産の引き渡しを希望される場合

- (2) 必要書類は、郵送(郵送料は落札者の負担)若しくは直接宇土市に持参してください。
- (3) 落札者本人以外(代理人)が必要書類の提出を行う場合は [5 代理人が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

4 公売財産の引き渡し

- (1) 宇土市の案内にしたがい、公売財産の引き渡しを受けてください。
- (2) 売却決定後、宇土市が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。
- (3) 買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「[保管依頼書](#)」を提出してください。なお、この場合には別途保管料を負担していただくことがあります。
- (4) 送付による公売財産の引き渡しを希望される場合は、「[送付依頼書](#)」を提出してください。なお、送付にかかる費用は落札者の負担となります。また、極端に重い財産、大

きな財産、壊れやすい財産等は送付による引き渡しはできない場合があります。あらかじめ公売物件詳細画面をご確認ください。

- (5) 引渡場所は、原則、公売物件詳細画面の「保管場所」となります。
- (6) 詳細は、入札期間終了後にいただく電話等で説明します。
- (7) [落札後の注意事項](#)をご確認ください。
- (8) 落札者本人以外(代理人)が公売財産の引き渡しを受ける場合は [5 代理人が落札後の手続きを行う場合](#) をご確認ください。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者本人が買受代金の納付、必要書類の提出及び公売財産の引き渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

- ア 委任状
- イ 落札者本人の住所証明書
- ウ 落札者が法人の場合は商業登記簿謄本
- エ 代理人の身分証明書(運転免許証など本人確認できるもの)
落札者が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付等を行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。
- オ 宇土市が落札者へ送信したメールを印刷したもの
- カ 買受代金納付書
- キ 代理人の印鑑